

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和 6 年 6 月 20 日（木）午前 9 時 27 分～午前 10 時 04 分

開催場所： 宇多津町役場西館 2 階

出席議員： 会長 大坂 秀美
 垣渕 直子
 西山 修
 福原 左恵子
 野田 勝彦
 宮本 政文
 稲田 直樹

欠席議員： 谷川 英昭

農業委員会事務局出席者

 事務局長 福田 伸之
 事務局次長 三谷 真平

午前9時27分開会

○大坂会長 皆さんおはようございます。

開催にあたりまして全員そろいましたので。今日は谷川さんが欠席だそうです。

今日の議事録の署名人は、西山さんと福原さんです。

今年の農協の米の仮渡金の単価は、60 キロで 2500 円ぐらいなのかなと思います。ただ、今も米自体は価格が上昇しつつあります。ウクライナ戦争の関係、外国人観光客が増えていると関係かなと思っています。

農業情勢につきましては、先日、国会の方で、衆参どちらも通過しました。食料農業農村基本法、このあたりの見直し、概略的な話は出てきているんですけども、これから内部検討に入るのかなと思っています。

一番我々が思うのは自分で価格等を決められない中で、資材や運賃、肥料関係等値上がりした時にその値上がりした分が回収できるような方法、こういったことを市場や消費者が理解して、できるだけ量が継続できるような方法を取ってもらえるような価格体制にしていきたいと思っています。

特に宇多津地区については、農機具を持たない農家の人がいるのでそのあたりも行政としてこれからいろいろ検討していただきたいなと思っています。

今日は何点かありますが、これから進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そしたら、第4号議案その他、第1号議案、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは議案第1号を説明させていただきます。

農地法第3条の3、第1項に規定による届け出が1件ありました。

委員会受付は令和6年5月の20日になります。

申請者は*****、*****様で、*****様の死因贈与にて、所有権を取得するものです。申請地は宇多津町*****、*****番地*で、地目は田、台帳・現況とも田でございます。面積については、**㎡になります。ご承認のほどよろしくお願いします。

○大坂会長 この分に関して、何かありますか。宮本さん。

○宮本委員 今年の2月ぐらいだったと思うんですが、親戚の方から電話いただきました。

農業委員やってるんで、どのようにしたらいいんでしょうかという話でした。多分、所有権の移転登記があるだろうと。ついては、農業委員会の方に、申請の聞き取りをしてくださいという助言はしました。親戚筋の方とは思われるんですけど、この方が、司法書士の方で手続きをされているというふうに考えております。なので問題はないと思います。

○大坂会長 はい。

○宮本委員 ちょっと1点、ここの申請人住所・氏名で届出人が**さんで、被相続人というのは死亡者の方を意味するのではないですか。相続人ならわかるんですが、被相続人というのは死亡者という意味をしてると思いますんで文章が誤記だと思います。

○事務局 はい。

○宮本委員 以上です。

○大坂会長 他に何かご意見ございますか。

ないようでしたら、この1号議案につきましては、承認ということでよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○大坂会長 それでは続きまして、第2号議案、お願いいたします。

○事務局 はい。それでは第2号議案、ご説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請になります。第2号と第3号が隣地であります。別々にご説明しますが、ほぼ同じ案件ということになります。農業委員会受付は令和6年6月5日です。

転用目的は、共同住宅です。2号議案の方は共同住宅1棟になっております。所在地は、宇多津町*****と*****番地*と*****番地**で、面積ですが*****番地*が*****m²。*****番地*が*****m²。*****番地**が*****m²で合計*****m²です。

譲渡人につきましては*****番地*が宇多津町*****番地* *****様。*****番地*と*****番地**が、*****県*****番地* *****様であります。すべて地目は田、台帳も田でございます。

譲受人は、*****県*****番地*、*****様でございます。

水利の方は*****水利で同意もいただいており、香川用水の決済金も完済

でございます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○大坂会長 はい、これにつきまして、今***の水利は決裁のはんこを押してございます。
ですから一応問題はないということでございます。

何かこれに対してご意見ありますか。

ないようであれば***の水利の決裁全部をいただいておりますので承認
ということでよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○大坂会長 では承認ということで。はい。

○事務局 ありがとうございます。

引き続き、隣地になります議案第3号の方に移ります。

これも農地法第5条第1項の規定による許可申請になります。これも農業委
員会の受付は6月5日でございます。転用目的は同じく共同住宅であります。
こちらの方は共同住宅3棟になります。

所在地は、宇多津町****番地*、***番地*、***番地*、面積は*
番地*が**m²。***番地*が***n²、***番地*が***m²
でございます。

譲渡人は、***番地*が宇多津町***番地* ****様、***番地
*と***番地*が、**県*****番地***号 ****様で
あります。こちらも地目は田、台帳も田でございます。

譲受人は、*****丁目**番地 ****様でございます。

こちらも***水利で同意もいただいております、香川用水決済金も完済でござ
います。

ご承認のほどよろしくお願いします。

○大坂会長 はい。ありがとうございます。

これは第2号議案の水路それを分割しており、これについても一応問題な
いということで***水利の方につきましては承認をいたしております。

これにつきまして、質問なりご意見があったらお伺いしたいんですけれど
も。ないようでしたら、承認で構いませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

はい。それではないようですので。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、引き続き、議案第4号、地籍調査事業に関わる一筆調査後の農地地目の認定について今、稲田議員の方から回覧をさせていただいております。

例年この時期ですが、地籍担当より紹介のありました地籍調査事業に関わる一筆地調査後における農地地目の認定ですが、今年の地区は**地区であり、延べ**名で**筆の照会が来ております。

地目 田・畑ですが、現況が道路・鉄道用地、用悪水路、雑種地等々ありますのでそう判断された農地を一覧としております。現在リストを回覧させていただいております。本日承認いただければ、この様式で地籍の担当の方に、委員会の印鑑を押して回答しておこうと思いますので、ご承認のほどよろしくをお願いします。

○宮本委員 相続する者がいなかったんで、その親戚の方が、私が農業委員しているから農地をどういうふうにしたらいんですかという主旨の電話がありました。事務局の方に図面それぞれつけて、いつも提案のときにしてくれる感じでとお伝えしました。

○大坂会長 これよくわからない。どこら辺の位置だろうか。

○宮本委員 これでしたら***の***の裏なので、その辺の目印みたいなものを2、3カ所入れてくれたらよくわかると思います。

○大坂会長 2号議案だったらこれは***と書いてくれているのでわかるが、これどこら辺りかなと思ったりするので。その辺りお願いしたい。

○事務局 はい。わかりました。

○大坂会長 あと、2号議案と3号議案についてはこれ同じ土地だから1枚で。

○事務局 1枚でいいですか？

○大坂会長 1枚で3号議案にしたらいと思う。ここの真ん中に**さんと**さんのこの農地があるんだよね。

○事務局 はい。

○大坂会長 ここの角に点線を入れてこっちが**さんなら**さん、こっちが**かと

いうふうに。

○事務局 はい。

○大坂会長 手前でもいいので線等入れてたら、農地がこんな売り方になったんだとわかるし。

○事務局 はい。

○大坂会長 これ地籍調査の関係で何か質問とかありますか。
ないようでしたら、次進めます。

【「異議なし」】

そしたらその他お願いします。

○事務局 それでは議案終わりましたのでその他のところで報告事項がありますので、ご説明させていただきます。

その他としまして、報告事項ですけども、公益財団法人香川県農地機構より、農用地利用集積計画の提出がありました。

その抜粋資料を裏返しで置いてましたA4の横の資料になりますけども、開いてください。

利用権の設定として、貸手1人目が、**県*****番地* ****様、土地としては、一筆目が***の*番地、面積は***㎡で田となっております。

2筆目が****番地、面積は***㎡です。

3筆目が、同じく****番地 ***㎡となっています。

1枚めくっていただきまして、2人目の貸し手ですけども、香川県*****番地*の****様。

土地は***の****、面積は***㎡。

同じく****、面積は**㎡となっております。

3枚目の資料としまして借り手の方ですけども、***** ***番地、株式会社*****様となっております。

最後にその土地の所在の向こうから添付されてました地図をつけておりますのでご確認ください。以上となります。

○大坂会長 ****さんのは令和6年7月1日になっている。宇多津は農振地区でない
ので対象外となるのでは。今年の7月だし。今言う農地機構へ持っていき、農地

機構から補助金をもらう形になるのかな。

○事務局 間に農地機構がおって、**さんと**さんと契約。

それをそのまま***から農地機構にお金払ってそのお金を、農地機構が2人に払う。なので同額になっています。

○宮本委員 ただ間を取り持っているだけなんですね。***と言ったら田んぼがあるんですかこの地図では見あたらないですね。これだいぶん昔ですよ。

***これは、**はあるけど**と言ったら横ではないですか？

○事務局 横だと思います。

ただ地図上もう田の敷地内に家建ててる感じですね。

○稲田委員 確か場所が違うなんか変な感じがする。

○事務局 こっちか****の表記が、ちょっと離れて下の方にあるんですけども、こんなには離れてはないと位置がずれとるか間違えてるかですね。この地図の表記がちょっとずれてるのかなと。

○大坂会長 実際にこの田んぼは、****があるところ。あれからまっすぐ行って突き当たったところが田んぼなのでこれは、さんね。

○事務局 それでは、どうぞ。はい。

議案としてはこれで以上となります。

○大坂会長 一応今日の議案につきましては以上で終わります。ありがとうございました。

午前10時04分閉会